

# 記載例

## 市民税・県民税申告書

(家屋敷・事務所又は事業所に係る分)

宛先: 三沢市長 令和 ○年 ○月 ○日提出

申告者	住所	東京都○○区○○町×-×××										
	(フリガナ) 氏名	ミサワ タロウ				生年月日	明・大・昭・平40年 4月 2日					
	三沢 太郎											
〒番号	03-××××-××××											
三沢市に有する 物件の区分 (下記留意事項及び家屋敷等 区分フローチャート参照)	・事務所、事業所(店舗、工場) <input checked="" type="radio"/> 家屋敷 <input type="radio"/> 貸付目的の貸家等 ・その他( ) (該当するものを、○で囲んでください。)											
同上物件の所在地	三沢市 桜町1丁目1-38											
「家屋敷等区分フローチャート」にて、「家屋敷・事務所・事業所に該当した方」につきましては下記についても記載願います。												
個人番号(マイナンバー)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

### \*\*\*留意事項\*\*\*

(1) 事務所・事業所とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいい、必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。(たとえば、医師、弁護士、税理士、諸芸師匠などが住宅以外に設ける診療所、事務所、教授所など、また、事業主が自宅以外に設ける店舗などがこれに該当します。)

(2) 家屋敷とは、自己又は家族が居住の用に供することを目的として、住所地以外の場所に設けた家等をいい、必ずしも現に居住していることを要しません。また、自己所有のものとは限らず、借家でも該当します。(例えば、常時は妻子を住ませ、時々帰宅する関係にある住宅はもとより、別荘、マンション、アパート等も該当します。)

(3) 他人に貸付ける目的で所有、又は現に他人が居住している場合は、課税されません。

(4) この申告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

三沢市財務部税務課住民税係  
TEL:0176-53-5111 内線(161、162)